附則第十六条を附則第十五条とする。

附則の次に付録として次の二付録を加える。

**付録第一**（第五条関係）

{A×（r－1）}÷｛C－（A＋B）｝

備考

一　この式において、A、B、C及びrは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。

A　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号に掲げる額

B　高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額

C　高齢者医療確保法第三十四条第一項第三号に掲げる額

r　高齢者医療確保法第三十四条第五項に規定する概算加入者調整率

二　この式により算定した割合が零を下回る場合又はA及びBの合計値がCの値と等しい場合にあつては、零とする。

**付録第二**（附則第十三条関係）

{D×（s×r－1）}÷｛C－（A＋B）｝

備考

一　この式において、A、B、C、D、r及びsは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。

A　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号に掲げる額

B　高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額

C　高齢者医療確保法第三十四条第一項第三号に掲げる額

D　高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額

r　高齢者医療確保法第三十四条第五項に規定する概算加入者調整率

s　高齢者医療確保法第三十四条第四項に規定する概算額補正率

二　この式により算定した割合が零を下回る場合にあつては零とし、A及びBの合計値がCの値と等しい場合にあつては一とする。

（健康保険法施行令の一部改正）

**第三条**　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の四第一項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

第四十四条第三項中「第七条第三項第一号」を「第七条第四項第一号」に改め、同条第四項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

（船員保険法施行令等の一部改正）

**第四条**　次に掲げる政令の規定中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

一　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十三条第一項

二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の四第一項

三　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の八第一項

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

**第五条**　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第二号中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

第十四条第一項第一号中「並びに附則第五条及び第六条」を削り、同条第四項中「同項」を「次項及び第六項」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に改め、「並びに附則第五条第五項及び第六条第五項」、「。附則第五条第五項及び第六条第五項において同じ」及び「及び附則第六条第五項」を削る。

第十六条の二第一項中「に介護合算按分率」を「に介護合算按分率」に、「被保険者介護合算按分率」を「被保険者介護合算按分率」に改め、同項第一号中「附則第十二条第一項を除き、」を削る。

第十六条の四第一項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

第十八条第一項第一号ただし書中「及び附則第十三条第一号」を削り、同条第三項第一号ロ中「第九十三条、第九十六条及び」を「第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに」に、「第百条」を「第百条第一項」に改め、同項第三号中「後期高齢者医療広域連合」の下に「が行う後期高齢者医療」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第二十三条第一号中「以下この号及び附則第十二条」を「イ及びロ」に改める。

第三十四条の表第九十三条第一項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第九十三条第一項 | 、保険者 | 、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。） |

第三十四条の表第九十五条第二項の項を削り、同表第九十六条の項中「保険者」を「、保険者」に、「後期高齢者医療広域連合」を「、後期高齢者医療広域連合」に改め、同表第百条の項中「第百条」を「第百条（見出しを含む。）」に改め、同表第百一条第二項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第百一条第二項 | 政令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬 | 地方自治法第二百七条の規定に基づく条例により、旅費、日当及び宿泊料を、条例の定めるところにより、報酬 |

第三十四条の表第百二条の項中「高齢者医療確保法」を「第九十三条から前条まで及び次条、高齢者医療確保法」に改め、「並びに第百三十条において準用する第九十三条から前条まで及び次条」を削る。

第三十五条の表を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第三十条 | 保険給付に | 高齢者医療確保法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）に |
| 第三十条第一号 | 並びに被保険者証の記号及び番号 | 及び被保険者証の番号 |
| 第三十条第二号 | 保険給付 | 後期高齢者医療給付 |
| 第三十四条 | 法 | 高齢者医療確保法第百三十条において準用する国民健康保険法（次条において「準用国保法」という。） |
| 第三十五条 | 法第百条 | 準用国保法第百条 |
| 第三十七条第一項 | 保険給付に関する処分 | 後期高齢者医療給付に関する処分 |
| 第三十七条第一項第二号 | 並びに被保険者証の記号及び番号 | 及び被保険者証の番号 |
| 第三十七条第一項第三号 | 保険給付 | 後期高齢者医療給付 |